

「京丹後市男女共同参画計画（後期）」に対する意見とそれに対する市の考え方

(敬称等は略)

項目	意見要旨	考え方
「京丹後市男女共同参画計画（後期）」について	<p>男女共同参画では「固定的な考え方による役割分担はよくない」とされますが、さじ加減を考えなければ、行き過ぎた先には性差の無視があるのではないかと、という心配を抱いてしまいます。教育現場においても、明らかに過剰と思われる例も存在しました。</p> <p>男女が平等であることと、女らしさ・男らしさを否定することは違うと思います。</p>	<p>当計画案が目的としているのは、「女性優遇」や「男女の区別をなくすこと」ではなく、「男女が性別を理由とする差別的取扱いを受けることを無くすこと」によって、男女が互いを尊重しつつ協力し合い、双方の視点を活かして個性と能力を十分に発揮することができる社会の実現です。個人の選択権や女らしさ・男らしさを否定するものでもありません。</p> <p>また、学校教育においては、子どもの発達段階に応じた教育指導を明記しています。</p>
	<p>あなた方公務員の目的は戸籍 廃止、家族解体、子どもたちへの過激な性教育、ひいては日本の解体です。とにかくこのような政策には断固反対です。</p>	
	<p>今の日本は多額の費用を使って男女共同参画を進めなければならぬほど女性が虐げられた社会だとは思いません。</p> <p>多くの国民が必要と感じていない事業に多額の費用をかけるのは税金の無駄遣いです。</p>	
	<p>「女性は家庭」は差別という考えは50年前の概念で、今の日本に合っていません。むしろ差別とジェンダーというレッテル貼りと言論の自由を妨害する窮屈な計画であり、差別かどうかという過程が抜けています。男女平等に関する問題は他の政策で対応可能ですので反対します。</p>	
	<p>男女平等の名の下に行き過ぎた女性優遇による男性への逆差別がまま見受けられる中で、行政が更に女性優遇政策を推進すれば社会の調和を乱す基となります。一部の人たちだけでこのような偏った計画を推進することには断固反対します。</p>	
	<p>「男女共同参画」とは、男性性と女性性を否定して、無性のサイボーグにしてしまうことを目指すものであり、反対します、</p>	
	<p>専業主婦と働く主婦のどちらか一方が正しいのではなく、それは各家庭の事情により選択すればよいことで、他人や国家がその選択を大きく舵取りを決め、自治体等で推し進めるべきではないと思います。</p>	

	<p>国際的に見ても日本ほど人権が守られ、女性の権利が守られている国はないのにこのような計画をわざわざ制定する必要はありません。フリージェンダーやフェミニズムのような特異な思想の持ち主の価値観を全ての市民に押し付けることになる。</p>	
<p>「第1章 男女がともに参画するまちづくり」について</p>	<p>女性の社会進出を促すことに反対はしませんが、能力による適性や個人の意思を尊重すべきです。</p>	<p>「適性や能力に応じて」管理職への女性登用の促進を図ることや審議会等の機能が十分に発揮される人選を行うことを基本に置きながらも、その決定の過程において、根拠なく男女の性を理由とすることをできる限り排除することに努めます。男女共同参画の意識が高まることで、女性の社会進出が進めば、自然にそうした場の比率も50：50に近づいていくものと考えます。</p>
<p>「第1章 男女がともに参画するまちづくり 2ともに働くまち」について</p>	<p>ポジティブ・アクションはまさに逆差別であり、導入すべきではない。</p>	<p>個人の能力・選択、規模や業種など個々の状況に応じた対応などに対する配慮が求められるため、「必要な範囲内において」と定義しています。</p>
<p>「第1章 男女がともに参画するまちづくり 3ともに暮らすまち」について</p>	<p>仕事と生活について、望んで自ら分担している家庭に対してはその自由を認めるべきで、こういった家庭を責めることは望ましくありません。</p> <p>専業主婦が家庭の中で果たしている役割を尊重すべきです。性差による区別と差別を穿き違えないように男性は男性らしく、女性は女性らしくという考え方を否定しないようにしてください。</p>	<p>当計画案では、「性別を理由とする差別的取扱いを受けること」「性別による固定的役割分担」の解消を図ることが目的であり、男女の相互理解による個人や家庭による選択を否定するものではありません。</p> <p>ワークライフバランスの推進は、女性を働かせるためではなく、働くことを選択した男女の、仕事と仕事以外の生活の両立に必要と考えています。</p>
<p>「第2章 人権の尊重と、あらゆる暴力の根絶」について</p>	<p>男性に対する差別が軽視されており、「暴力は男性がするもので女性は被害者」という偏向的な風潮を改善すべき。救済対象を「女性だから」という限定的な理由とするのは性別的固定観念であり、矛盾していると思われる。暴力に関しては「弱者に対する不当な暴力」と定め、きちんと平等に救済すべき。</p> <p>ことさら、女性を「弱者扱い」は違和感があります。せめて、男女を限定せず「弱い立場」に置かれている者とし、どちらが弱者の立場におかれても対応できるようにすべきです。</p>	<p>当計画案においては、暴力の被害者を女性に限定してはいません。男女を問わない人権の尊重とあらゆる暴力の根絶のための意識啓発を目的としています。ご意見をふまえ誤解を受けやすい表記部分の修正を検討します。</p>

<p>「人権侵害行為を見かけたら批判や通報を行い」とありますが、表現が非常に粗暴な印象を受けます。もう少し公的文書に見合うだけの表現を用いるべきと考えます。</p>
<p>昨今は最も重要な人権、思想・言論・表現の自由を蔑ろにした考えが目立つ。 男女共同参画計画において、本来あるべき自由人権思想であるリベラル・フェミニズムでなく、差別思想であるラディカル・フェミニズムの影響が強くと見られる施策も多く、人権上憂慮すべき問題だと感じる。</p>
<p>「女性は被害者、男性は加害者」という決め付けた表現が見られます。 女性同様、男性の被害者も暴力から守られ救われるよう対策が必要だと思います。</p>
<p>女性の人権ばかりにスタンスを置きすぎており、「男女共同参画」の本質から逸脱しており危険な兆候です。</p>
<p>基本施策 (2) 男女共同参画の考えに基づくメディア表現の普及 (3) 有害メディアへの地域ぐるみでの対応 表現規制や表現の自由を奪うことにつながることから、撤回を求めます。</p>
<p>基本施策 (3) 有害メディアへの地域ぐるみでの対応 この項目は、行政が積極的に「男女共同参画」の美名を流用して検閲を行い出版の自由を侵そうとしていると思われ、憲法第21条に明確に違反しており、反対です。</p>
<p>基本施策 (3) 有害メディアへの地域ぐるみでの対応 たとえ努力義務の文言であるとしても、行政指導に従わないと何らかの制裁があることを恐れる書店・出版社が作品を扱わないことになり、出版活動が著しく制限される。</p>

	<p>基本施策 (1) メディアに関する認識の向上 (2) 男女共同参画の考えに基づくメディア表現の普及 (3) 有害メディアへの地域ぐるみでの対応 行政が表現弾圧、魔女狩りを推進する行為です。このようなことを日本で行わないで欲しい。</p>	
	<p>「人権侵害」の定義を「実在する個人への中傷攻撃」に明確化して定めるべき。 近年、「他者が勝手に全体の人権を統合」して主張したり、「他人を勝手に被害者にしてしまう」といったケースがあるが、これは全体主義思想である。女性の人権は女性全体のものという考えではなく、「女性の人権も男性の人権も個人のもの」であり、決定権や選択権、内心の自由や思想の自由を侵害する行為があってはならない。</p>	<p>当計画案においては、人権は「個人がもつ権利」として記載しております。 実効ある対策が必要としているのは、違法、有害な情報としていますが、メディアリテラシー向上のための啓発や学習機会の提供も推進していきます。</p>
<p>「第2章 人権の尊重と、あらゆる暴力の根絶 1 語り合えるまち（ドメスティック・バイオレンスの防止）」について</p>	<p>女性相談、女性相談員だけでなく、男性相談、男性相談員も用意すべきである。（→重点目標で女性相談の充実を掲げていることに対して） 配偶者暴力問題は男性も被害者となる件も深刻です。トラブルが暴力沙汰に発展させない為には、感情の発露をすぐさま暴力に繋げないための対話の教育も重要と感じます。</p>	<p>当計画案においては、暴力の被害者を女性に限定してはいませんが、DVやセクハラなど被害者の多くが女性であり、男女共同参画社会実現のために、まずは女性対象の相談の充実を図ることが重要と考えております。 引き続き男女を問わずあらゆる暴力の根絶に取り組んでまいります。</p>
<p>「第2章 人権の尊重と、あらゆる暴力の根絶 3 配慮しあえるまち（メディアにおける人権尊重の推進）」について</p>	<p>「性的面を強調＝女性の人権侵害」とする事に疑問を感じる。 「人権侵害」という定義は「自分の意思とは無関係にやられた場合」にのみ適用するべきであって、個人の権利を奪う事があってはならない。個人や職業等の思想に関する一定の配慮や理解に関する記述が必要不可欠であるが、それが書かれていない。 男女共同理念の名を借りた、あらゆるメディアの表現の自由を弾圧する如何なる規制にも反対する。</p>	<p>当計画案は創作物の規制を目的とするものではありませんが、発信・提供される情報の中には、暴力を助長したり、過度に性的な表現なども含まれており、受け手側の気持ちに十分配慮していく必要もあると考えています。 表現の自由や個人の選択権を尊重しつつ、男女共同参画の視点に立った情報の発信・提供について、配慮と協力を働きかけてまいります。 また、メディアリテラシー向上のための啓発や学習機会の提供、あらゆる暴力根絶のための教育も推進してまいります。 ご意見の内容をふまえ誤解を受けやすい表記部分等の修正を検討します。</p>

<p>日本国憲法第94条に抵触する法律の範囲を逸脱した条令を制定するあらゆる違憲行為に反対する。 メディアの効力を理解せず、頭ごなしに封殺するのは、表現の自由という基本的人権への侵害のみならず、真の啓発を失った上辺だけの無意味な活動へと、男女共同参画を貶めてしまう事になる。</p>
<p>明らかに表現の自由、内心の自由、通信の自由に抵触しており、不当な行政圧力である。男女共同参画を盾に販売店や出版社などに公的圧力をかける内容になっている。</p>
<p>実在人物に行っている実写系の創作物なら理解できるが、架空の人物の人権まで入れるのか？ 一体誰の人権なのか？ 地方の政治団体が協力を要請するのはどう考えても「自主」規制の名前を騙っただけの検閲であり、再考をお願いする。</p>
<p>創作物規制・メディア規制につながりかねない箇所の全面的な削除を求めます。表現狩り・思想弾圧を見逃すつもりはありません。</p>
<p>行政により表現やメディアの内容に過度に干渉することは検閲の正確を持ちかねません。</p>
<p>男女共同参画を理由にメディア規制をしようとする動きが、貴地方公共団体にありますが、賛同できません。</p>
<p>「メディアにおける人権尊重の推進」項目につき、全面的に見直し、削除、修正すべきである。</p>
<p>基本方針を改めてください。 固定的な男女のイメージに捉われないようにするなら、それらの表現を規制するべきではない。</p>
<p>行政は言論活動や創作表現について不介入を貫くべきであり、すべきはメディア・リテラシー教育の普及と共に、ゾーニングの充実支援と知る権利の保護と考えます。</p>

<p>「男性も女性も平等に扱うべきである」という観点から差別や暴力などの人権問題について学習させていくべきであり、基本的人権の尊重・表現の自由・自己決定権・選択権など重要な「個人の権利」についての人権が蔑ろにされすぎている。</p>
<p>「人権侵害行為を見かけたら批判や通報を行い、そのような行為を廃絶できるよう」の部分の削除、または修正してください。</p> <p>まず、人権侵害行為の定義を厳格にすべきです。本当に人権侵害行為なのかどうかを審査する必要もある。また、一度廃絶されても、それを救済する制度も必要である。</p>
<p>3の(1)「人権侵害行為を見かけたら批判や通報を行い、～」は批判や通報そのものが人権侵害といわれる可能性があり、慎重になったほうが良い。</p> <p>また3の(3)市内の書店、コンビニエンスストア等に対して有害図書の販売の自主規制の要請、出版社に対し表現に関する啓発に努める」は必要性があまり感じられない。</p>
<p>曖昧すぎ、拡大解釈される可能性がある。メディアの創作物等に対してまで固定観念等の思想を当て嵌める事のない様にしなくてはならない。</p> <p>思想を創作に押し付ける行為は送り手・作る側や観る側・受け手のどちらの人権も明確に侵害する事になる。また、成人向けを規制するのは明確な憲法違反である。</p>
<p>それらの表現で人権が侵害されていると思うかどうかは個人の価値観によって違うので、規制するべきではない。</p>
<p>「表現の自由に配慮して」などの記述が必要であり、慎重な対応が望まれる。</p> <p>文章が曖昧すぎ、定義がよくわからない。何を以て有害と定義するのかを明確にしなくてはならず、また、成人の権利も含め全て排除するのはいかなるものか。</p> <p>麻薬など、明らかに違法である情報に関してのみ排除すべき。</p>

<p>市内の書店、コンビニエンスストア等に対して 有害図書の販売の自主規制の要請、出版社に対し表現に関する啓発に努めるという内容の記述がある。 過激な表現の物は描くな、見るなという事なのか。</p>
<p>有害図書等の販売の自主規制は、ゾーニングやレイティングといった形で行われている。表現の規制は違憲である。</p>
<p>有害図書とは京都府の青少年の健全な育成に関する条例第13条の2に記されていますが、この有害図書指定制度が男女共同参画の枠組みに持ち込まれることは、表現の自由の観点から反対です。</p>
<p>個性を認め合うためにも、不要な争いを避けるためにも価値観の強制である規制には反対します。また「有害図書」の名称変更を求めます。</p>
<p>本案そのものに断固反対します。 表現を要するメディアには非常に多くの女性が自らの意思で就業しています。今回の計画が通ることになれば女性を職業で差別することに繋がり、更には女性の失業者を多く出す恐れがあります。</p>
<p>「情報」の「意味」や「属性」は後天的であり、その「決定主体」は「受信者」にあります。従って、「発信・流通段階」における「有害情報」というものは存在せず、このような存在しえないものを有害として無理やり指定するような制度は撤廃すべきであると考えます。</p>
<p>女性だけでなく、男性への人権にも充分配慮してもらいたい。 言葉やイラストなどで、不快に感じるものがあれば、その都度対応すべきであり、条例などを定めて規制するものではない。 出版社や書店等は販売年齢制限や区分陳列により自主規制を行っており、そういった自主努力を尊重すべき。</p>

	<p>メディアに関する認識、男女共同参画の考えについては、市民一人ひとりの意思や自主努力に任せるべきです。</p> <p>(3) 有害メディアへの地域ぐるみでの対応について 一体何が「有害メディア」と言えるのか？ この部分は削除すべきです。</p> <p>「地域の有害環境を浄化する活動を進めましょう」は悪用されれば「環境を浄化する」との名の下に、市民に対し如何なる事もできるという極めて危険な内容であり、削除すべき。</p>	
「第4章 男女共同参画についての理解の促進 2 幼い頃から学ぶまち」について	多様性を認めることを重視すべきで、批判を推奨することは避けなくてはなりません。	当計画案では、第4章の基本施策の(2)で「次世代を担う子どもたちが個性と能力を発揮でき、将来を見通した自己形成ができるような取組みを進めます。」とし、(4)では「男女が互いに尊重し合い共同で社会参加できる社会」を男女共同参画社会としています。
「第4章 男女共同参画についての理解の促進 4 国際的視野に立ったまち」について	<p>海外の動きにただ追従するのではなく、それぞれについて、独自に検証すべき。 国際的という言葉に惑わされず、あくまで実際にこの日本で、それを適用するのかどうかを判断すべきです。</p> <p>外国人との共生を目指すのではなく、外国人が日本の文化、社会に順応していくことを目指さなくてはなりません。 また、外国人の社会参画は、地域の清掃などのボランティア活動にとどめ、自治体の施策の企画立案にまで関わらせるべきではありません。選挙権でなくとも行政への参加は国民の意思決定への干渉であり、国民主権に反するからです。</p> <p>多文化共生主義が失敗であることが、ヨーロッパなどの実例から証明されているのに、わざわざ今、推進するということが非常に時代遅れでナンセンスな考え方です。</p>	<p>当計画案の基本施策では「世界の男女共同参画に関する情報収集に努めながら、適確な情報発信に努めます。」としています。 ご意見をふまえ、独自の検証と適確な判断に努めます。</p> <p>当計画案では、「国際理解の啓発」を、「市民と在住外国人との相互理解を深めるため」のものと考えています。 また、本市では「第1次京丹後市総合計画」に基づき、多文化共生社会の実現に向けた取組みを推進しています。</p>
「第5章 総合的な取組みの推進 1 新たな視点でまちづくり 基本施策 (3) 市民と行政とのパートナーシップの確立」について	NPO法の網をくぐったNPO・NGO団体がある。そういう団体を早期に発見し、速やかに排除すべし。	当計画案の策定趣旨、基本理念との整合性が見込まれる団体・NPO等の育成支援やパートナーシップの確立に努めます。

意見に基づき、案は別添の内容に修正いたしました。